

公民館はじめの一步

— 何からはじめるか —

平成24年2月13日(月) 報告者・本市中央公民館運営審議会委員 村上 浩

- 1 日 時 平成23年12月11日(日) 午前10時～午後4時
- 2 会 場 東京都立多摩社会教育会館 松
- 3 参加者 約57名(本市の参加者・滝川桜子、小林健二、村上各委員)
- 4 集会内容 基調提案→グループ討議1・2→各班発表、全体質疑応答→まとめ
- 5 助言者 片野親義(大東文化大学非常勤講師、日本公民館学会理事等)

■助言者の基調提案(10:10~11:10)

1、公民館は単なる貸し会場ではない

- (1) 法制度に流れる理念(権利としての学びが保障されている)
憲法(26条)、教育基本法(2条)、社会教育法(20条)等に学ぶ権利の保障が謳われ、3つの法は一体化している。
- (2) 公民館を作った三つの理由(地域づくりのセンターとして)
①平和教育を推進 ②人権尊重を基調とした事業を展開 ③地域産業の振興と暮らしを豊かに。
- (3) 公民館活動が意味するもの(自由と自治と創造)
自由な発想を持って事業を推進し、利用者団体の自治性を尊重し、その活動を支援する。そして、薫り高い文化の創造を目指す広報活動を展開する。(寺中構想<1946. 1当時の寺中公民教育・社会教育課長>)
- (4) 公民館における三権分立について
①住民の主体性を重んじる。 ②職員はそのお手伝い・支援者する。 ③行政はそのための条件整備をする。

2、公民館活動に求められているもの

- (1) 主催事業はこのままでよいのか
①カルチャーセンター的事業からの脱皮(講演が終わったら何も残らない)
②参加者数の多寡による安易な評価はしない。 ③プログラム作成には事務局や委員だけではなく、地域の参加を求めて進める。
- (2) 「公民館だより」はこのままでいいのか
①「お知らせ版」から「地域づくりに役立つ」紙面へ質的転換をする。
②編集委員会を設け内容をきちんと討議し、通信番号制度、読者会の開催する。

3、公運審の活動はこのままでいけない

- (1) 委員の選出基準と委員数について

- (2) 会議の開催日数と日常活動について
①1回から最高12回とバラバラ。適正回数の検討が必要 ②現状の日常活動は問題であり、委員会で何を話し合うか。
- (3) 答申内容と行政施策への反映について
①答申内容を事務方だけではなく、委員会自身も文案を作成。 ②答申内容は行政施策に反映させる働き掛けをする。

4、新しい「はじめの一步」を踏み出す

- (1) 公民館について学び合う機会を設定
①教育基本法、社会教育法の理念から外れない。 ②設立当初の寺中精神に立ち返った研修会を行う。(職員、委員及び利用者が共に参加) ③専門技量を持った職員を配置する。
- (2) これまでの出会いと学びの形態を見直す。
・従来の主催事業、団体活動からの脱皮を図る
- (3) 公民館活動に住民の声が反映されるシステム作り(住民に主体を置く)
・学びの条件づくりや出会いの接点づくりの工夫をする。
- (4) 社会や地域の変化を捉えた公民館活動の推進
①当面の現状を把握し課題を持つ。 ②答申を行政の施策に反映するよう努力。
③委員は公民館の未来像について、積極的に考え発言する。

■グループ討議の内容や各班の発表(11:10~15:15 省略)

■質疑応答(15:15~15:40 主な内容の項目)

- ・公民館利用料の徴収について
- ・これからの公民館は
- ・利用者団体の連携

■まとめ(15:40~16:00 助言者による最終まとめ下図参照)

